

午前9時32分開会

○民谷会長 はい。お暑うございます。それでは、ただいまから政務活動費交付額等審査会を始めさせていただきます。よろしくお願いをいたします。

きょう、議題は別紙資料のとおりでございますけれども、その会議次第に従って進めたいと思います。

で、議題の1番目が会派別の各費目支出構成比についてということでございますけれども、この件について、事務局からご説明をお願いいたします。

○依田次長 本日の資料については、式次第と議題1、今、会長からご案内のありました、会派別の各費目支出構成比一式でございます。ご確認をお願いいたします。

それでは、議題の(1)会派別の各費目支出構成比につきまして、事務局から説明いたします。資料をご参照いただきたいと思います。

これは、各派の支出状況の傾向を知っていただくため、既にホームページ上、公開してございます各派の費目ごとの支出額を構成比に置きかえ、一覧にしたものでございます。平成25年度から、昨年度までのものとなっております。会派の構成に少々変更等がありますので、単純に比較できませんが、概ね会派ごとの特徴を示してございます。

各年度の費目ごとの支出の割合に、グレーの網のかかった部分、数値がございまして、その占める割合の上位1位、2位を示してございます。全体といたしまして、通信費と印刷費との合計金額が各年度とも全体の支出の45%前後を占めてございます。これは、各派とも、区政報告等、レポートを作成・印刷する経費と、区民へのその印刷物を送付する経費でございます。各会派の取り組みとして、共通していることを示していると思われまして、これらの費目が、ほぼ45%程度の政務活動費の使途として占めている状況でございます。

一方、残りの経費の支出、割合でございますが、各派には若干のばらつきがある状況でございます。そこに各派の支出の特徴があらわれてございます。

区政報告等レポート経費以外には、会派ごと、人件費が多かったり、ある会派では会議費が多いといったような状況でございます。

説明は以上でございます。

○民谷会長 はい。ありがとうございます。今ご説明がありましたように、平成25年度、26年度、27年度という形で、3カ年の各会派別の費目構成比、それからグレーの部分が、各会派の1位、2位の項目ということでご説明いただきました。ご覧になって、ご質問、ご意見等がおありになったら、よろしくお願いいたします。

○竹内委員 すみません。私、竹内と申しますけれども、大変勉強不足で申し訳ないんですけども、区政報告というのはどういうものなのかを、誠に申し訳ありませんがわかりやすく説明していただければと、そう思いますので、よろしくどうぞお願いします。

○依田次長 はい。通常A3判等で両面刷りをした、こういった二つ折りの会派・議員の議会活動の活動レポートということでございます。通常、郵送や新聞折り込みなどで一定の区民等への、頒布して、配布しているものでございます。

○竹内委員 はい。ありがとうございます。

もう一つ、その他全体で、支出の上に今の話の中で、費目は何であろうかということも、ひとつあわせてお願いしたいと思っております。

○依田次長 はい。先ほども申し上げたとおり、印刷費、通信費が概ねを占めているところでございますが、年度ごとに若干ばらつきがございますが、見ていただくとわかると思いますが、消耗品費の占める割合が全体で比較的多くなってございます。

○竹内委員 そのほかに、課題別経費というものがあるんですけども、これはどのような経費なのかもあわせて、ひとつ。

○依田次長 会派が個別具体的な問題解決に向け調査したり、または研究するための経費ということで認められている費目でございます。用途に基づく経費に限る支出でございます。事例では、各種区政課題の調査のための経費と、アンケート等をとるための経費がこれに当たります。

○竹内委員 そのアンケートというのは、要するに千代田区民に対してももちろんそうなんですけども、もっと、もう少し具体的に、何かあればと思いますが。

○依田次長 そうですね。いろいろな施策を考えていく上で、各会派がいろいろなテーマごとに的を絞ってとる、ある地域へ頼むアンケートだったりとか、そういったものになります。

○民谷会長 ちょっと、この課題別経費というのは、独特なものですよね。

○依田次長 そうですね。

○民谷会長 ですから、通信費とか、そういう割り方と違って、ある課題についてこういうことを調査しますよというときに、その中には、場合によっては通信費的な内容とか、そういうものが入ってきていると。そういうことですよね。

○依田次長 ええ、そういうものです。

○竹内委員 この表を見ますと、新しい千代田だけが断トツで多くて、ほかは、もう全てゼロというふうに、こう書いてありますね、ゼロということですよ。

○依田次長 はい。そうですね、この課題別経費については、会長おっしゃられたように、テーマを決めて、それを解決するためにいろいろな費目を使って行うところに範疇、分けされた経費という形になってございます。

○竹内委員 はい。

最後に一つ。他の項目に属さない経費というものがあると思うんですけども、どのような経費なのかを、ちょっと。

○依田次長 はい。事例では、区政報告の新聞折り込みの経費でございます。通信費ではなく、この費目で新聞折り込みを行っているという状況でございます。これを加味すると、先ほどご案内した区政報告レポートの印刷経費等、配布経費、これが、まあ、新聞折り込みも含めると、かなりの部分を占めているというような状況でございます。

○竹内委員 ああ、そうですか。新聞折り込みというのは、印刷費は別にしまして、通信費にも入りませんもんね。別ですね。

○依田次長 そうですね。はい、別の費目立てになっています。

○竹内委員 はい、わかりました。ありがとうございます。

○民谷会長 ほかにはどうでしょう。

今、竹内委員からお尋ねありましたが、課題別経費が、ある会派にしか計上されていないというのは、そういうやり方の、何ていうんですか、テーマ別の研究というか検討というか。それを、ほかの会派はなさっていないということではないんですか。

○依田次長 ええ、そういう選択だというふうに思います。はい。

○民谷会長 そうですか。はい。

ほかにどうでしょうか。よろしいですか。

○廣瀬副会長 今の、教えていただきたいんですが、つまり、何だろう、この政務活動費の報告をする際に、同じ通信費を使っていたとしても、これはこのテーマのための、この調査のために使ったので、課題別経費ですという形で整理をして報告をされた会派はここに入り、いろいろな活動に使って、テーマを決めた調査もやったかもしれないけど、そういう分類をあえてつくりせずに、1年間の政務活動費を使ったものを費目立てだけで報告されると、例えば通信費は通信費とか、印刷費は印刷費ということで報告されるということ、というふうに理解してよろしいですか。

○依田次長 はい。まさにそのとおりです。

○廣瀬副会長 はい。ありがとうございます。

○民谷会長 ですから、ある意味で、この分類は、ほかの、例えば同じような自治体で政務活動費の費目を構成比で出すときに、恐らくないと思うんですよ、ほかのところでは、これはちょっと、こう、千代田独特の分類ですよ。縦切りのところに横切りが入るような。

○廣瀬副会長 ただ、その場合、使っているのは、実際には新しい千代田だけなんですかね。

○民谷会長 そう。そういうことですね。

○廣瀬副会長 ほかも、使おうと思えば、こういう分類もできるんだけど、あれですかね。

○民谷会長 ですから、そういうことをなさっていないかどうかは、ちょっと詳しく見ないとわからないんですけども。そういう形で出しているところは、新しい千代田だけだというほうが正確なんじゃないかな。

○依田次長 そのとおりだと思います。はい。

○民谷会長 よろしいですか。なかなかおもしろい資料だと思いますけど。

それでは、2番目の議題にちょっと移りたいと思います。会派別の支出状況についてということで、これもご説明をお願いしたいと思います。

○依田次長 はい。それでは、ご説明の前に、本日、各会派の平成26年度の支出状況、実際の書類を皆さんに、参考のため閲覧していただいて、その後、説明に入りたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○民谷会長 あ、そうですね。

○大矢局長 会長、どうしますか。こちらから渡して……

○民谷会長 そうですね。ちょっと、見ていただくといいなという形でお見せしたらどうですか。少し、時間をとりますので、こんな形で出ているというところを見ていただいたらいいと思います。

〔各委員、参考資料を閲覧〕

○竹内委員 ……項目に属さない経費というのは、やはりこの産経新聞のほうにチラシを折り込みたいというのは、これ、載っておりますけど、あとはそのものずばりなんですね。

○依田次長 そうです。はい。

○竹内委員 しかし、コーヒー代とか、ああいう、40円とか、ああいうものまで全て、こう出すのがやっぱり正当なんでしょうかね。

○依田次長 そうですね。それは、その目的に合理的なものでしたらば、支出ができるというようなことです。各会派のほうで、条例上の基準とは別に、申し合わせ事項、いろいろ細かく作成しているところですので、それに適合すれば支出ができるというような考え方です。

○竹内委員 普通、通常なら、もうポケットマネーでもいいんじゃないかなと、（発言する者あり）気がしないでもないんですけどもね。

〔各委員、再度参考資料を閲覧〕

○竹内委員 ……不用額という件が、項目がありますけれども、これ、全て返金されているわけですね。

○依田次長 はい、そういうことです。

〔各委員、再度参考資料を閲覧〕

○民谷会長 また、こういう機会は持たなきゃいけないと思いますけども、大体こういう形で出ているということをご理解いただいたということでもいいでしょうかね。

それじゃ、事務局からちょっとご説明をお願いしますかね。

○依田次長 はい。それでは、会派別の支出状況について、実際、今、支出の書類を見ていただいているところでございますが、事務局より各費目の支出例についてご説明いたします。

平成26年度を含む支出の中で、実際の用途として特徴的なものの代表的なものをご説明いたします。

まず、政務活動を補佐し、または補助するための人的経費でございます人件費では、実際の支出としまして、資料収集や資料の作成のための雇用、または専門分野のアドバイスをいただくような人材の雇用といったものがございます。ただし、家族または日常的な事務員の雇用はできないというような形になってございます。

次に、政務活動のために必要な外部折衝にかかる費用又は会費として充てることのできるのが、会議費でございます。このうち、飲食費は、正当な理由があると認められる場合を除き、1人5,000円以内とするという制限がついてございます。また、用途禁止事項として、政党のパーティーや、又は飲食を主目的とした会議は適用できないことになってございます。この費目の具体的な支出例としましては、区内団体の新年会、懇親会あるいは区民相談にかかわる茶菓代、飲食代及び会議室代として使われています。

次に、講師又は協力者への謝礼を含む視察、研修会又は報告会に係る費用でございます。視察研修費でございます。この費目の具体的な支出例としましては、議員の区政報告会に係る会場使用料など、あるいは会派議員の視察に係る交通費等でございます。また、各種団体主催の研修会、参加費、研修資料代、又は各種団体の年会費に使われてございます。ただし、この場合、所属政党の研修会又は大会に係る費用は禁止されてございます。

次に、通信費でございますが、まず、会派に関するものとして、固定電話、携帯電話、ファクシミリ、インターネット、郵便、宅配便等に係る経費でございます。また、議員個人に関するものとして、2回線以上を保有する固定電話のうち、議員活動専用を使用する旨を議長に届け出ている、1回線に係る費用。及びインターネットに係る費用に充てるこ

とが可能となっております。実際の支出としましては、会派控室の固定電話、ファクス料金、あるいは会派の携帯電話料金、タブレット通信料、あるいはインターネットプロバイダー料金、あるいは活動報告書の送付料金、又は区政相談連絡用の郵券購入費及び議員のホームページの保守管理料として支払われてございます。

次に、タクシー料金、バス運賃、鉄道運賃、航空運賃等の移動に係る費用でございますが、このうち使途禁止事項としましては、自家用車のガソリン代、有料道路使用料又は駐車料金は認められてございません。実際の支出例としましては、資料運搬、緊急呼び出しに係るタクシー利用料金や、各種会議出席、区政相談に係る鉄道料金等がございます。

次に、政務活動報告その他必要な資料の複写または印刷に係る経費でございますが印刷費では、具体的には活動報告書のデザイン、印刷料金あるいは封筒印刷料金、区政報告会案内はがき作成料として支出してございます。

次に、文房具等の消耗する物品に係る消耗品費については、具体的には、10万円未満のパソコンやPC関連消耗品、事務用品などに使われてございます。

次に、事務機器等で、1件10万円以上のものの購入に係る備品費では、具体的にはパソコンやプリンターなどに使われてございます。

次に、新聞、書籍、資料、電磁的記録媒体等の購入に係る経費の図書資料等については、具体的には各種団体の発行する新聞購読料や書籍、DVDを購入してございます。ただし、政党、所属政党が発行する新聞は、購入できないこととなっております。

次に、レンタル又はリース契約にかかる物品を一定期間賃借するための費用でございますがレンタルリース料、リース費でございますが、具体的には複合機のリース料金として使われていることが多くございます。ただし、これも使途禁止事項としまして、日常的に使用する自動車やバイク等には使えません。

次に、先ほどお答えいたしました、会派が個々別々な問題解決に向け調査し、又は研究するための経費でございますが課題別経費については、事例では、先ほど申し上げましたが、各種区政課題の調査のための経費がこれに当たることになってございます。

最後に、こちらも先ほどお答え申し上げましたが、その他の経費で、政務活動費の必要な経費である他の項目に属さない経費では、具体的には活動報告書の新聞折り込み、パソコン等の機器の廃棄料として使われてございます。

主な、代表的な支出例については、以上でございます。

○民谷会長 はい。ありがとうございます。

それでは、ご質問等ございましたらお願いしたいと思います。

○上村委員 よろしいですか、一つ。

○民谷会長 どうぞ。

○上村委員 先ほどの人件費というところの説明のところなんですけれども、政務活動を補佐し又は補助するための人的経費ということだったんですが、どれくらいの期間の雇用が認められているんですか。

○依田次長 はい。千代田区議会の申し合わせでは、日常的な事務員の雇用が禁止されてございます。3月11日の判決では、約1年にわたり、月に一定の日数を定額での雇用は認められないとしてございます。一方、政務活動に関しまして、議員さん自身ではできな

い範囲で一時サポートする人を、日程を限って、その都度雇い入れることは認めるといったところが人件費として使える範囲でございます。

○上村委員 ありがとうございます。

それからもう一つなんですけれども、会議費のところ、ここで町内の、区内の団体の研修会や懇親会の経費というご説明をいただいたんですが、宿泊とか、そういう場合も認められるんですか。

○依田次長 はい。3月11日の判決の中では、懇親会や研修会の参加費用は、この会議費の中では認められてはございません。交通費や宿泊費については、こちらの中では支出はしてはいけないというような判決がございました。

○上村委員 はい。ありがとうございます。

それからもう一つ、すみません。視察研修費のところ、「各種団体の」という言葉があったんですけれども、この各種団体というのはどういう団体が。

○依田次長 はい。政務活動に資する団体はオーケーですが、判決では、社会奉仕団体、ライオンズクラブ等の社会奉仕団体には支出はできないというような判断がございました。

○上村委員 じゃあ、それぞれの団体別に大丈夫なところと認められないところがあるということですね。

○依田次長 はい。3月11日の判決では、そのような基準が示されたところがございます。

○上村委員 はい。ありがとうございます。

○竹内委員 すみません。先ほど返金の話がちょっと出ましたけれども、全体でどのくらいの金額が戻る金額ですか。

○依田次長 はい。先ほど議題の(1)番のほうで提示させていただいた資料の中で、A3の縦を見ていただきたいというふうに、「このグラフに……」と呼ぶ者あり)はい、グラフでございます。

で、こちらの一番上が25年度の明細報告書でございますが、戻入額、一番右の戻入額のところを見ていただくと、それぞれ会派ごとの返還、戻入という形になります。ですので、25年度については、交付額が4,300万余なんです、戻入額で261万9,315円と、このような形です。まあ、これは年度によって……

○竹内委員 まあ、ばらつきがね……

○依田次長 ええ。ばらつきがございます。

○竹内委員 その金額というのは、戻っちゃうというか、何というか。

○依田次長 こちらは、区に……

○竹内委員 区に戻ってくる。

○依田次長 はい、戻るとい形になります。

○竹内委員 それは、例えば、その金額を、例えばほかの、例えば学校の運営とか、それから増築とか、そういうのには向かないんですね。(発言する者あり)

○依田次長 一旦同じ費目のほうに戻入されて、返還されて、その目的別になってございますので、それを直ちにそういう用途に使えるというような予算上の仕組みにはなってございません。

○竹内委員 ああ、そう。

○依田次長 はい。ただ、まあ、剰余金、残というか、執行残という形になりますので、それはそれで、また翌年度に別の目的で使うことができるような形になります。

○大矢局長 会長、ちょっとよろしいでしょうか。

○民谷会長 はい、どうぞ。

○大矢局長 今、次長のほうで、使途基準について、これはいいとかこれが悪い、あるいは判決が出たという中身も出ましたけども、当然その判決は、使途基準を決めた中で、それから逸脱しているからだめだよというような形で出ていますので、当然この、今、次長が説明したのは現在の使途基準です。したがって、皆さんがここの中でこれはちょっと緩いんじゃないのとか、これはきつ過ぎて使えないよねというのがここの中で話し合われて、最終的にここまでは認めていいんじゃないかとか、これはもうちょっと詰めたほうがいいんじゃないかというのは、ここで話し合うと、先ほどの判断基準、次長が言っていた中身というのが当然動くということで、さっきのは今現在の使途基準でいくと、こうなりますよと。ですから、それについては今後どうしますかというところは、ある程度話し合っただけで今後行っていただきたいなというふうに思っています。

○民谷会長 ですから、従来の考え方で会派間あるいは私どもの審査会でご意見申し上げて、こういうやり方で行きましょうというふうになった部分があるわけですね。ですから、この間の判決は割合それを尊重していただいていますから、逆に言うと、その中で私どもがもう少しこういうふうにしたほうがいいんじゃないかということがあれば、それは今お話しもあったように、私どもの意見として申し上げたり、それから会派の中でいろいろお考えいただくということは、もちろんあると思うんですね。

先ほどの資料のご説明で、結局A3の縦長になっているものは、25年度は年度ですよ

ね。

○依田次長 はい。

○民谷会長 それから、26年度も年度。で、27年度は……

○依田次長 二つに分かれる……

○民谷会長 二つに分かれているということですね。

○依田次長 はい。ちょうど、選挙で改選がございます関係で、4月までの経費と、それ以降のものを、ちょっと分けさせていただいています。

○民谷会長 そうということですね。

○依田次長 はい。

○民谷会長 はい。（発言する者あり）

○依田次長 会長、それと、すみません。この資料なんですけど、ちょっと、このA4の前段、A3の前段と後段の部分が、ちょっと並び順が、ちょっと逆になってございます。申しわけございません。

○民谷会長 はい。

○依田次長 あと、各会派の交付額なんですけど、こちら、金額の多寡がございますが、こちら、所属の議員の数によって決まってまいりますので……

○民谷会長 そうということですね。

○依田次長 ええ、そういうことになりますので、よろしく願いいたします。

○民谷会長 はい。

交付額という欄があります。これは、当然、会派に所属する議員の方の数によって変わってきますので。ですから、交付額は何でこんなに違うのというのは、議員さんの数の違いということですから。

○上村委員 そうすると、選挙の前と後だと、構成人数が違うということですよ。

○依田次長 各会派の構成が若干こう変わってまいります。

○上村委員 ああ。そういうときは、年間で計画しているのはどうなるんですか。その日までというふうな区切り……

○依田次長 この実際の支給については、年を4回に分けて、四半期ごとに交付するという形になってございます。選挙の年は任期まで、通常、第1四半期の4月分と5・6月分、それ以降は四半期ごとに交付しております。

○上村委員 じゃあ、それを機に変わるということですか。

○依田次長 まあ、そのような形で。

○上村委員 ああ。はい。ありがとうございます。

○民谷会長 どうでしょうか、ほかの方。ご質問等ございますか。

○本多委員 一つ、いいですか。先ほど、一応領収書が添付されているような書類を見せていただきましたけれども、ああいうものが出てきたときに、事務局のほうで何かチェックするということはやられているんですか。例えば、交通費とか、出てくるじゃないですか。で、もしかすると、議会に来るときがあって、それは費用弁償で別途手当てされているのが、重複して政務活動になってやしないとか、そういう細かなところまでのチェックはされているんですかね。

○依田次長 はい。そういうダブリがあると、支出できませんので、当然、一義的には議長のもと、事務局のほうでチェックをさせていただいているような状況でございます。

○本多委員 まあ、議員さんとしての、別に故意じゃないんだけど、全部こう入れていったら、そこも入っちゃったというようなときもないかなと思って。まあ……

○依田次長 そうですね。まあ、ないとは言い切れないんですが、ないように、チェックはしております。

○本多委員 ああ。じゃあ、そのときに、もしそういうのがあれば、ここはちょっと重なっているよという、そういう説明をさせてもらって……

○依田次長 ええ、そうですね。ご案内をさせていただいています。

○本多委員 ああ、そうなんですか。はい。

○廣瀬副会長 今の関連でよろしいでしょうか。

○民谷会長 はい、どうぞ。

○廣瀬副会長 閲覧させていただいた中に、一旦記入された中で、一部訂正印が押してあって、そこは削除されていたりということなんですが、あれは、つまり一旦報告が出てきて、チェックをされて、これはちょっと違うんじゃないですかとか、そういう誤りを指摘されて、そこで気がついて、削除したりということが残っているというふうに見てよろしいんですか。

○依田次長 両方ございます。自分でこの支出についてはまた違う支出だなというところで、事前に訂正をされてくるケースもございますし、また、事務局のほうでチェックをかけてというような、いろいろなケースがございます。

○廣瀬副会長 明細の中で、もう最初からこれは違うので、マイナス幾らと書いてあったりするの、恐らく領収書は1枚で入ってきている中で、使途範囲に入らないものを除いて、使途範囲に入る部分だけをこう報告されているという形かなと思ったんですが、そういうものもある。

○依田次長 あ、そういったケースもございます。

○廣瀬副会長 あと、一部の費目に70%という按分比が入っていたりするものがあったんですが、そのあたりは、以前いただいた申し合わせ事項ですかね。それにも、そこまではあんまりこう、明記されていないようだったんですが、これは何か、さらに、何ていうか、運用の慣例みたいなものがあるんですか。

○依田次長 その申し合わせの下に、各会派の内規的なものも……

○廣瀬副会長 会派の内規。

○依田次長 ええ。あるように聞いてございます。はい。ですから、そういったところ、ちょっと今後明確化していければなというふうに考えます。（発言する者あり）今は、携帯電話……

○廣瀬副会長 そうですね。携帯電話の通信料、70%。

○大矢局長 それは注意事項。

○依田次長 それは使途基準注意事項・申し合せ事項に入っております。

○民谷会長 確かありましたよね。

○依田次長 はい。

○本多委員 そうでしたっけ。さっき僕が見たのは、5割ぐらいの形になっているかなと。50%……

○依田次長 7……

○竹内委員 注意事項ではない。

○依田次長 上限70%。

○竹内委員 70%ですか。

○依田次長 注意事項でございます。（発言する者あり）

○廣瀬副会長 会派のご判断で、5割に下げていますよね。

○竹内委員 ああ、なるほど。

○本多委員 僕が見たのは、何か2分の1が多かったような気がしました。

あと、こういうのはどうですか。最後、領収書を出したんだけど、これ、政務活動費じゃないよという形になったときに、じゃあそれは政務活動費じゃないんだけど、じゃあ、まだあったんだよと、実は。これはもう、超過しているから出さなかったんだということ、じゃあ、この領収書に差しかえてくれよという、その扱いは認めているんでしたっけ。（発言する者あり）

○大矢局長 期限に間に合えば、認めています。

○本多委員 あ、期限に間に合えば。

○民谷会長 大分いろんなことが出てきて、皆さんのほうからもいろんな切り口だとか、ご意見が出ていると思うんですけども、どうでしょう。

○本多委員 この間の判決は、あれですよ、基本的に、議会のほうで自主的に決めている基準なんだから、そこに照らして、入っているものなのか範囲外なのかというのを判断

するというのが基本だと。

○民谷会長 はい。

○本多委員 で、その基準が合理的なものであれば、優先的にするんだらうということなわけですよ。

○民谷会長 そうですね。はい。

○本多委員 なるほど。

○民谷会長 ですから、あの判決は非常に、そういう自律性というんですかね、そこを尊重されていますよね。ですから、逆に言うと、そういう自律性というのが自分たちできちんと決めて、きちんとやっつけていこうというのはすごく大事だと思うんですよ。

○本多委員 そうですよ。その内容が余りにも社会的な通念とかけ離れているなら、別なんでしょうけれど。

○民谷会長 そうですね。

○本多委員 ただ、社会通念と言われたって、じゃあ会議費5,000円が妥当なのか、6,000円はどうなのか、4,000円はどうなのかといったところで、明確なものはないわけですよ。

○民谷会長 そうですね。

○本多委員 そうしたら、その自律性の中で、じゃあ5,000円と決めたんだったら、まあ余りにも不合理という話じゃなければ、じゃあそれでいいんじゃないのかと。それより低く決めれば低く決めるだし、そんなのダメだと決めればダメだという、そういうことですかね。

○民谷会長 そうですね、そうですね。

○本多委員 ああ。

○民谷会長 まあ、ご覧いただいてもわかりますように、会派によっても随分やり方というか違いますけど、こういう点はこれからもいろいろ考えていかなきゃいけない部分もあると思うんですけど、また、逆に言うと、会派の自主性といいますか、考え方というのが当然あるわけですから、それはまた、ある面尊重しなきゃいけない。その辺のバランスというんですかね、それはあると思いますね。

いかがでしょうか。

○廣瀬副会長 先ほどとの関連でもあるんですが、よろしいでしょうか。

○民谷会長 はい。

○廣瀬副会長 冒頭のところで、課題別経費というのは、切り口がちょっと違うと。千代田区独特の区分法だということなんですけど、この分類が入った経緯というのは何か、特に、具体的にあるんでしょうか。

○依田次長 各会派のほうで、ある意味、この横断的に使い勝手のいいような形の経費というのをつくりたいというように合意がなされたというようなことを聞いてございます。

○大矢局長 その後で、前回までの審査会などがあって、その審査会の話での意見なども聞きながら、大分変わってきたので、そういう審査会の意見なんかも大分反映されているというふうには。

○民谷会長 そうですね。私は、その、当初の経緯は存じ上げていませんけれども、私が参加していた審査会の中では、こういう課題的な物の見方というのは非常に必要なんだ

という、そういうご意見は確かにありましたね。ですから、千代田区でこういう物の見方だなり、そういうことで課題を見ていこうというのは、非常にいいんじゃないかというご意見があって、それは会派のやっぱりご賛同もあって、こういう、まあ、独特ですよ、ある意味で。そういうものが出てきたというふうには承知しております。

○大矢局長 で、結果的には、会派にもよるんですけども、さっき言ったように、ある会派は、ここの経費は、ちょっとこれじゃきつ過ぎて使えないという話もあれば、逆に言えば、ある会派は、ここの経費はもうちょっと厳しくしてもいいんじゃないのみたいになって、これ自体についても、会派によってはかなり、いろいろと、使えないじゃないかとか、もうちょっと厳しくしたほうがいいという、そのものによって、大分ばらつきがあるみたいです。

○民谷会長 そうですね。ですから、結果として、こういう形に出てきているということですよ、それは。よろしいでしょうかね。

○廣瀬副会長 あと、すみません。じゃあ、ちょっと気づいたことのコメントで……

○民谷会長 はい。どうぞ。

○廣瀬副会長 それに対する判断というわけでは、まあ、現段階では少なくともないんですが、戻入額が、25年度、26年度、27年度は1カ月分別になっていますから、それを合算すると、何というか、かなりふえてきているなという印象なんですけど、これを改めてちゃんと確認する前の、割と一般的な傾向としての勝手な推測は、恐らく26年度、選挙の前年は、やはりいろんな活動が活発化するので、26年度の戻入額が少なく、で、25年度や27年度のほうが多いのではないかと考えていたら、そういう傾向性とちょっと違うようであったので、少し印象的でした。それはなぜかということの分析まではできませんけど、少し気づきましたので、発言させていただきました。

○民谷会長 よろしいですか。

大分いろんな点が出てきましたから、これからこういうことも含めて、また、個別に、先ほど一部ファイルを見ていただきましたけれども、じゃあこの会派はどうしてこうなんだとか、それもファイルを見ながら確認できる点もあるでしょうから、そういう点もちょっとしていかなきゃいけないと思うんですね、これから。ありがとうございます。

それじゃ、よろしいですかね。議題の(2)については、今のようなことでよろしゅうございますか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○民谷会長 何か。(発言する者あり)

○竹内委員 先日、新聞をちょっと見たんですけども、議会改革度という項目がありまして、これは早稲田大学がアンケートをとった。見た方もいらっしゃると思うんですけども、約、全国で1,600から1,700の議会があると思うんですよ。その中で、アンケート、1,460の回答を得まして、上位300の中に千代田区が226番目。これは23区の中ではトップということで、審査会には、先生お二人の名前も載っています。そして、我々と。そんなようなことで、まさに今日はそのものずばりだと思いますんで、責任を大変感じております。

以上でございます。

○民谷会長 千代田区は、早くから自分たちでいろいろ相談をしながら、かつ、審査会と

いうものを設けて、そういうことについて自分たちなりに努力していく。それは確かだと思うんですよね。ですから、それを、やっぱりさらに積み上げていくというんですかね。そういう努力を重ねていかないといけないしね。ありがとうございます。

それでは、今日の審査会はこれまでにしたいと思うんですけど、次回の審査会のごことでございます。概ね10月の下旬頃を目途に開催させていただきたいと思っております。また、皆さんの日程等を伺った上でご連絡させていただきますので、よろしくお願いをいたします。

それでは、今日の審査会、閉じたいと思っております。ありがとうございました。

午前10時56分閉会